

富谷市子どもにやさしいまちづくり条例（仮称）素案

前文

『富谷市には 大きい山がない 大きい川にも恵まれない 海にも接していない 豊かにあるのはこどもたちだ この子らをまちの財産にしたい みんなで育てたい』

と、かねてより私たちはこどもを大切な宝として地域で健やかに育んでいくという思いのもと、平成 30 年より子どもにやさしいまちづくりを推進してきました。

全てのこどもは、今を生きる、かけがえのないひとりの人間として尊重されるべき大切な存在です。そして、生まれながらにして幸せな人生を送るための様々な権利をもっています。

大人もこどもも、一人ひとりの個性や権利が自分にも他の人にもあることを理解し、お互いを大切にすることが大事です。

また、大人は子どもの権利を守るとともに、こどもが挑戦や失敗をくり返し成長していく姿を応援します。そして、地域でこどもを見守るやさしいまちは、こどもはもとより、全ての人にとって心豊かで平和なやさしいまちになります。

富谷市の全てのこどもたちの、生涯にわたる幸福感の向上とこどもたちが郷土を愛し誇れるまちづくりを推進していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）及び子ども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の理念に基づき、子どもの権利を保障し、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することにより、こどもが生涯にわたり希望を持ち他者を思いやる心を育みながら幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子どもにやさしいまちづくり 子どもの権利条約に基づき子どもの権利を尊重し、子ども・子育て支援に富谷市全体で取り組むまちづくりをいいます。
- (2) こども 心身の発達の過程にある者をいいます。
- (3) 保護者 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する保護者及び祖父母や里親その他こどもを養育する者をいいます。
- (4) こどもが育ち学ぶ施設及び団体 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和

22年法律第26号)に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育に関する施設その他こどもが育ち学ぶことを目的として利用又は活動する施設及び団体をいいます。

(5) 地域住民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの権利条約に基づき、次の各号を基本理念とし推進します。

(1) 子どもが大切に育てられ健やかに成長できること

(2) 子どもが安心安全に暮らすことができること

(3) 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べること

(4) 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、活き活きと参加できること

(5) 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすこと

第2章 こどもの権利の推進

(こどもの権利)

第4条 こどもは、子どもの権利条約に定められた子どもの権利が尊重され、一人の人間として、一人ひとりの成長や発達段階、個性等も踏まえて健やかに生き育つことが保障されます。

2 こどもの権利は、こどもが成長発達するために必要不可欠なものであり、義務や責任の対価として与えられるものではなく、こどもの権利に対して義務や責任を負うのは大人です。

(子どもの権利条約の4つの原則)

第5条 こどもの権利を保障するにあたっては、次の各号で定める4つの原則を守り推進していくこととします。

(1) 命を守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

(2) こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

(3) こどもが意味のある参加ができること

こどもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人は、その意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(4) 差別のないこと

全ての子どもは、子ども自身や親の人種、国籍、性、意見、障がい、経済状況等どんな理由でも差別されず、子どもの権利条約の定める全ての権利が保障されます。

(子どもの権利の普及)

第6条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者が学び、理解するために周知し、その普及に努めます。

(子どもの権利が侵害されている状態からの救済)

第7条 市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、子どもへのいじめ、虐待や暴力等による子どもの権利が侵害されている状態を早期に発見し、協力及び連携のもと、権利が侵害されている状態からの回復のため、救済に努めます。

2 市は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、体制を整備し、その他必要な取組を行うよう努めます。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもにやさしいまちづくりの推進)

第8条 市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、子どもの権利を理解し、子どもの最善の利益を考え、必要とする関係機関と連携及び協力し、子どもにやさしいまちづくりを推進するよう努めます。

(子どもの育ちの支援)

第9条 市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため連携及び協働し、子どもが安全で良好な環境のもと、心身の健康の維持及び増進を図るよう努めます。

(特別な配慮を必要とすることのできる家庭への支援)

第10条 市、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、障がいのある子ども、経済的に困難な家庭の子ども、虐待を受けた子どもその他特別な配慮やニーズがあると考えられる子どもとその家庭に配慮し、関係機関と連携を図りながら適切な支援に努めます。

(子どもが安全・安心に暮らすことのできる環境づくり)

第11条 市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害、その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るために安全な環境づくりに努めるとともに、子どもが自分自身を守る力を育むために必要な支援に努めます。

(子どもの相談)

第12条 市は、子ども及びその保護者の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談することができる総合的な体制の強化に努めます。

2 市、子どもが育ち学ぶ施設及び団体及び地域住民は、子どもが抱える様々な悩みに対して、

こども自身が相談できる機会の確保に努めます。

3 市は、こどもからの相談を受けた場合は、本人の同意のもと、関係機関と協議及び連携し、適切に対応するものとします。ただし、生命及び身体等の保護のために必要な場合、又はこどもの健全な育成の推進のために特に必要がある場合には本人の同意を待たず大人の判断で適切に対応するものとします。

(こどもの居場所づくり)

第 13 条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こどもが安全な環境で自分らしく安心して過ごすことができ、様々な遊びや体験とともに、こども同士の交流をすることにより、心豊かな自己を育むことができる居場所づくりに努めます。

(こども一人ひとりに応じた学びの環境づくり)

第 14 条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる環境づくりに努めます。

(こどもの意見等の表明及び参加)

第 15 条 こどもは、家庭、地域及び市政に対して自分の意見を述べること及び意見を表明する機会に参加することができます。

(こどもの意見等の表明及び参画する機会の確保)

第 16 条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こどもを個人として尊重し、こどもが自分の意見を述べることができ、また、意見を表明する機会及び役割を持ち参加することができるよう、こどもの発達段階に配慮しつつ、こどもの参画の機会を確保するものとします。

(こどもの意見の聴取)

第 17 条 市は、こどもに関わる施策に、こどもの意見を求めるよう努めます。

2 市は、聴取したこどもの意見を市の施策に反映するよう努めます。

第 4 章 子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組

(こどもの取組)

第 18 条 こどもは、この条例の基本理念にのっとり、こどもにとって大切な権利の保障を求めるすることができます。

2 こどもは、自分自身の心身及び個性を大切にし、自身の権利の保障を求めることができるここと同時に他者の個性や権利も尊重し守るよう努めます。

(市の取組)

- 第 19 条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者と連携して、子どもの視点に立った、子どもにやさしいまちづくりに取り組みます。
- 2 市は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めます。
- 3 市は、子どもに関する保護者の相談並びに子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者の相談に応じ、支援し、必要に応じて協働で取り組みます。

(保護者の取組)

- 第 20 条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であり、家族とともにその子どもにとって最も良いことは何かを考えて子どもを養育します。
- 2 保護者は必要に応じて、市、子どもが育ち学ぶ施設及び団体及び地域住民に相談し、支援を求めます。

(子どもが育ち学ぶ施設及び団体の取組)

- 第 21 条 子どもが育ち学ぶ施設及び団体は、子どもが安全で安心して過ごすことのできる環境をつくるとともに、子どもが学び、体験や遊びを通じて健やかに育つことができる機会を確保します。
- 2 子どもが育ち学ぶ施設及び団体は、子どもの発達に応じた必要な支援を行うよう努めます。
- 3 子どもが育ち学ぶ施設及び団体は、子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利が大切に守られるよう努めます。
- 4 子どもが育ち学ぶ施設及び団体は、子どもが子どもの権利を理解し、他者の権利を尊重しながら生活することができるよう必要な指導及び支援に努めます。

(地域住民の取組)

- 第 22 条 地域住民は、子どもは地域の宝という認識のもと、子どもを地域全体で育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利が大切に守られるように努めます。
- 2 地域住民は、市と共に地域で子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことのできる地域づくりに努めます。
- 3 地域住民は、地域における活動において、子どもの意見を尊重し、子どもが役割を持ち活き活きと参加できるよう努めます。

(事業者の取組)

- 第 23 条 事業者は、子どもを養育する者が、子育てと仕事を両立することができるよう環境を整え、子どもに不利益が及ばないよう必要な配慮に努めます。
- 2 事業者は、子どもが地域社会との関わりをもって育つことの大切さを理解し、子どもが地域社会の一員として参加する機会をつくり、その支援に努めます。

第5章 子どもにやさしいまちづくりに関する施策の推進

(子どもにやさしいまちづくりの推進体制)

第24条 市は、全庁挙げて子どもにやさしいまちづくりを推進していくため、富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議を設置し、こどもに直接関わりのある部署のみならず全部署が積極的に取り組む体制を構築します。

(子どもにやさしいまちづくりに関する普及啓発)

第25条 市は、こども、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者に対して、子どもにやさしいまちづくりの広報及び普及啓発に努めます。

(子どもにやさしいまちづくりに関する計画の進行管理)

第26条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関する計画を、富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議において進行管理するものとします。

第6章 雜則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めるものとします。